

土地家屋調査士法（抄）

昭和25年 7月31日法律第228号

平成26年 6月27日法律第91号改正まで

（目 的）

第1条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。

（業 務）

第3条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
 - 二 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理
 - 三 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五号において同じ。）の作成
 - 四 筆界特定の手続（不動産登記法（平成16年法律第123号）第6章第2節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次号において同じ。）についての代理
 - 五 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成
 - 六 前各号に掲げる事務についての相談
 - 七 土地の筆界（不動産登記法第123条第一号に規定する筆界をいう。第25条第2項において同じ。）が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をいう。）であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理
 - 八 前号に掲げる事務についての相談
- 2 前項第七号及び第八号に規定する業務（以下「民間紛争解決手続代理関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する調査士に限り、行うことができる。この場合において、同項第七号に規定する業務は、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、行うことができる。
- 一 民間紛争解決手続代理関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。
 - 二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。
 - 三 土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の会員であること。

3～5 〔略〕

(土地家屋調査士名簿の登録)

第 8 条 調査士となる資格を有する者が調査士となるには、日本土地家屋調査士会連合会（以下「調査士会連合会」という。）に備える土地家屋調査士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する土地家屋調査士会その他法務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 土地家屋調査士名簿の登録は、調査士会連合会が行う。

(非調査士等の取締り)

第 6 8 条 調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者（協会を除く。）は、第 3 条第 1 項第一号から第五号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）又はこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことを業とすることができない。ただし、弁護士若しくは弁護士法人が同項第二号から第五号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関する審査請求の手続に関するものに限る。）若しくはこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行う場合又は司法書士法第 3 条第 2 項に規定する司法書士若しくは同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人が第 3 条第 1 項第四号若しくは第五号に掲げる事務（同法第 3 条第 1 項第八号に規定する筆界特定の手続に係るものに限る。）若しくはこれらの事務に関する第 3 条第 1 項第六号に掲げる事務を行う場合は、この限りでない。

2 協会は、その業務の範囲を超えて、第 6 4 条第 1 項に規定する事務を行うことを業とすることができない。

3 調査士でない者は、土地家屋調査士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

4 調査士法人でない者は、土地家屋調査士法人又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

5 協会でない者は、公共嘱託登記土地家屋調査士協会又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第 7 3 条 第 6 8 条第 1 項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。

2 〔略〕

第 7 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 0 0 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 6 8 条第 3 項の規定に違反した者
- 二 第 6 8 条第 4 項の規定に違反した者
- 三 第 6 8 条第 5 項の規定に違反した者